

「養育費保証契約保証料」を補助します

債務名義化されている養育費について、新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を5万円を限度に補助します。

※養育費保証契約とは、養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替えるものです。

※債務名義化とは、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていることです。

対象者

申請するときに次の要件を全て満たす方

- ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者である
- 仙台市内に住所があり、かつ、居住している
- 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- 保証会社と新たに1年以上の養育費保証契約を締結する
- 過去に同一の児童を対象として、仙台市からこの補助金を交付されていない
- 市税を完納している
- 暴力団等と関係を有していない その他要件があります。詳細はお問い合わせください。

補助額

保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用（上限5万円）

申請書類

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請書に以下の書類を添付して、提出してください。また、以下の2と3の書類は、関係職員が公簿を閲覧することに同意することで、提出不要となります。

- 1 申請者と扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- 2 申請者と同一世帯の者の住民票の写し
- 3 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書
- 4 保証契約の内容及び保証料の額が確認できる文書の写し
- 5 養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し

申請期限

養育費保証契約の締結を予定している年度の3月15日（祝休日の場合はその前日）まで

注意点

養育費保証契約保証料補助を希望される方は、**保証会社の審査が通り、保証契約を締結する前に必ず申請書類を提出してください。**

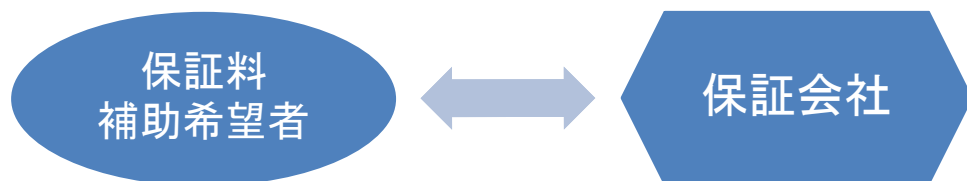
お問い合わせ・申請先

子供未来局子供家庭支援課 TEL214-8606
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5-12 上杉分庁舎8階

「養育費保証契約保証料」 補助までの流れ

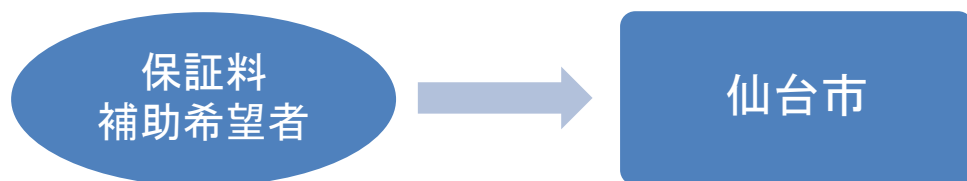
1 保証会社の審査

契約を希望する保証会社に直接連絡して、審査を受けてください。



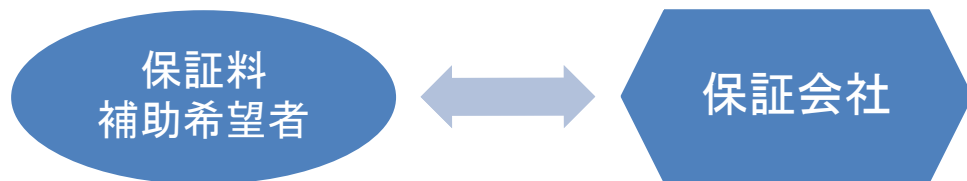
2 仙台市へ申請

保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に仙台市へ申請してください。



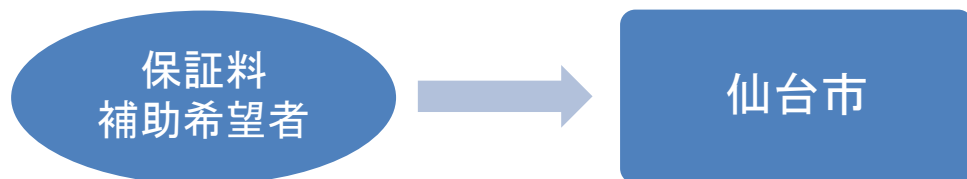
3 保証会社と契約

仙台市から交付決定通知書が届いたら、保証会社と契約を結んでください。



4 仙台市へ報告・請求

保証会社との契約が済んだら、仙台市へ報告書及び請求書を提出してください。



5 仙台市から補助金の支払い

仙台市から補助金を支払います。

